

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組み

(1) 業務量の調整

- ・時間外労働が発生しないような業務量の調整を行う。
- ・業務手順、業務内容の見直しを行う。

(2) 看護職員と他職種との業務分担

- ・多職種（薬剤師、リハビリ、臨床工学技士、看護補助者 等）との業務分担を明確化し、協働することによって看護職員の業務負担の軽減を図る。

(3) 看護補助者の配置

- ・主として事務的業務を行う看護補助者の配置（病棟クレーク 等）を行うことで看護職員が行う書類、伝票の整理の代行や準備等について業務分担を推進する。
- ・看護補助者の夜間配置により、看護補助者の夜勤配置を行う。

(4) 短時間正規雇用の看護職員の活用

- ・短時間正規雇用の看護職員の活用により、看護全体の業務負担軽減を図る。

(5) 多様な勤務形態の導入

- ・パート職員、夜勤専従者、時短勤務者 等の採用により業務負担軽減を図る。

(6) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

下記の制度等の導入により、妊娠、出産、子育て中における看護職員が安心して働ける環境を提供する。

- ・院内保育所の充実
- ・夜勤の免除制度
- ・休日勤務の制限制度
- ・半日休暇制度
- ・所定労働時間の短縮
- ・他部署等への配置転換

令和4年5月1日